

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
 今回は新型コロナウイルス感染症に係る
 傷病手当金の支給についてです。

Q

従業員の家族が感染し、本人には自覚症状がないものの濃厚接触者になった等の事由により本人が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されますか？



事務担当者

A

傷病手当金は被保険者の私傷病により労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。



城間先生

Q

わかりました。では、次のケースはどうですか？PCR検査で「新型コロナウイルス陽性」が判明し、そのまま自宅療養することになり、医療機関を受診できないまま、医師からの診断書ももらっていない。このようなケースは医師の証明がなくても傷病手当金は支給されるのでしょうか？



A

今回のコロナ感染による傷病手当金の請求については、やむを得ない理由により医療機関への受診を行うことができず、医師の意見書を添付できない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、事業主からの当該期間、被保険者が労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとさせていただきます。

（なお、具体的な申請手続き等の詳細については、加入している保険者（協会けんぽや健康保険組合）にご確認ください。）

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月：5日（金）、12日（金）、19日（金）、26日（金）
 12月：3日（金）、10日（金）、17日（金）、24日（金）

□ 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

